

令和2年 天草市農業委員会第10回総会議事録

令和2年10月27日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下 敏明 君
5番	山下 和弘 君	6番	玉田 秀敏 君
7番	金棒 康二 君	8番	淀川 洋一 君
9番	富崎 ますみ 君	10番	中村 三千人 君
11番	山並 彰一郎 君	13番	野中 幸廣 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

12番 井島 安一 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本 隆二	係長	荒木 賢司
係長	松本 馨	書記	山川 裕輔
書記	井上 拓海	書記	浦川 優也

4、議事日程

開会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第50号	農地法第3条の許可申請について
日程第3	議第51号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第52号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第53号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6	議第54号	非農地通知書交付申請について

報告事項について

閉会

開 議 14 時 00 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和 2 年天草市農業委員会第 10 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。秋になり、朝と夜との温度差が、激しくなってきました。健康管理には、十分気を付けてください。コロナウイルスは、増加傾向にあります。11 月 12 日の農業委員会研修は、農業委員と農地利用最適化推進委員合同研修となっていますので、ご参加よろしくお願い致します。本日は全体で 113 件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、12 番井島安一委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、5 番山下委員、6 番玉田委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 50 号、農地法第 3 条の許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。栖本町の譲受人は港町の譲渡人より、志柿町の畑 36,064 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧志柿小学校から南東へ約 2.8km、青色で着色した天草オレンジラインの北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には牧草を栽培される計画です。面積が広いため、譲受人の事業計画を示しております。次が受人の現在の耕作状況です。本渡町の農地等、約 40,000 m²の経営状況の推移写真です。経営規模拡大のため、本申請となりました。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。下浦町の譲受人は下浦町の譲渡人より、下浦町の畑 102 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧本渡東小学校から南西へ約 1.0km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番は地役権（民法 280 条）の設定に係る申請です。地役権とは、自分の土地の利益のため他人の土地を使用する権利です。具体例としては、自分の土地に行くために他人の土地を通ったり、自分の田に水を引くため他人の土地から水を引く権利などで、他人も使えるが所有者も使えるという権利です。農地に対する権利設定となりますので、3条の許可が必要となります。ただし、通常の所有権移転等と異なり、下限面積要件、全部効率要件、常時従事者要件等はありません。3番について説明します。東京都港区の譲受人は本渡町の譲渡人より、本町の畑 1901 m²のうち 476.7 m²に地役権を設定したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から北西へ約 2.2km、青色で着色した県道本渡荅北線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が図面です。譲受人は計画した風力発電所から既存の電力会社鉄塔へ接続するための鉄塔、送電線、連系変電設備を建築中で、鉄塔間を繋ぐ送電線が申請農地の上空約 29mを通過する計画です。申請地で営農を行う場合に支障はありません。また、所有者及び地区住民との調整は済んでいます。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可

要件には該当しておりません。以上です。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の2ページをご覧ください。4番について説明します。本町の譲受人は熊本市東区の譲渡人より、本町の田と畑1,605㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から南へ約0.8km、青色で着色した県道本渡五和線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲、果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 5番について説明します。深海町の譲受人は東京都の譲渡人より、深海町の田128㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧深海小学校から南へ約0.8km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○2番（中川徹君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6番について説明します。栖本町の譲受人は長崎県の譲渡人より、栖本町の田1,128㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本中学校から北東へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 7番について説明します。新和町の譲受人は熊本市東区の譲渡人より、新和町の畑104㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和郵便局から北西へ約0.2km、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第3、議第51号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から北西へ約0.7km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第4、議第52号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は河浦町の個人で、浜崎町の田17㎡を売買により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から南へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の

用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、宅地拡張するため、住宅1棟、駐車場1台、庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。転用者は東浜町の法人で、今釜町の田と畑1988㎡を売買により取得して宅地分譲にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から北東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅用地として需要が見込まれるため、宅地8区画、通路として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の5ページをご覧ください。3番について説明します。転用

者は浜崎町の個人で、中村町の畑 191 m²を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本戸公園から東へ約 0.3km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 4 台として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4 番について説明します。転用者は亀場町の法人で、亀場町の田 793 m²を売買により取得して宅地分譲にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀場簡易郵便局から北西へ約 0.1km、青色で着色した国道 266 号円線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅用地として需要が見込まれるため、宅地 4 区画、通路として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 5番について説明します。転用者は天草町の個人で、亀場町の畑509.60㎡を売買により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから東へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現場が近くにあり、資材置場として利用したいため、資材置場として整備する計画です。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、亀場町の畑139.62㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから東へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、個人住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の6ページをご覧ください。7番について説明します。転用者は徳島県の法人で、志柿町の田1528㎡を売買により取得して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧志柿小学校から南西へ約1.0km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して売電収入を得たいため、太陽光発電パネル312枚として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番(黒川紀世子君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番・9番・10番についてまとめて事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 8番・9番・10番まとめて説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の田103㎡、下浦町の田511㎡、下浦町の田50㎡を贈与により取得して資材置場、貯溜池、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧本渡東小学校から南東へ約1.0km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、8番については、経営している店舗の資材置場として利用したいため、資材置場として利用する計画で、9番については、貯溜池として利用したいため、貯溜池として利用する計画で、10番については、駐車スペースが不

足しているため、駐車場 2 台として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 11 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 7 ページをご覧ください。11 番について説明します。転用者は苓北町の法人で、本町の田 1950 m²を売買により取得して事務所及び倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した東向寺から北東へ約 0.5km、青色で着色した県道本渡苓北線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、会社の事務所、倉庫を建築したいため、事務所 1 棟、倉庫 1 棟、駐車場 18 台、資材置場として整備し利用する計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 12 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 12 番について説明します。転用者は本町の個人で、本町の畑 344 m²を売買により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色

着色部分です。黄色で着色した天草空港から南へ約 0.6km、青色で着色した県道本渡五和線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、宅地拡張のため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 13 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 13 番について説明します。転用者は本町の個人で、本町の畑 161 m²を売買により取得して通路及び庭へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から南へ約 0.6km、青色で着色した県道本渡五和線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅に隣接しており、畑への通路や庭として利用したいため、通路、庭として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に 14 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 8 ページをご覧ください。14 番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の田 255 m²を売買により取得して農業用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した有明支所から南東へ約 1.0km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則転用許可できませんが、農業用施設のため、許可することができることとなっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、果樹を栽培しており、農業用倉庫として利用したいため、農業用倉庫 1 棟、駐車場 2 台、作業場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 15 番・16 番についてまとめて事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 15・16 番についてまとめて説明します。転用者は有明町の個人で、倉岳町の畑合わせて 1715 m²を売買により取得して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳中学校から北へ約 0.3km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して、売電収入を得たいため、15・16 番併せて太陽光発電パネル 312 枚を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に17番・18番についてまとめて事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の8ページと9ページをご覧ください。17・18番についてまとめて説明します。転用者は京都府の法人で、栖本町の田1,846㎡、栖本町の畑1,228㎡に地上権を設定して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本河内簡易郵便局から北西へ約0.5km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して、売電収入を得たいため、17番・18番それぞれ太陽光発電パネル360を整備し利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に19番・20番についてまとめて事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 19・20番についてまとめて説明します。転用者は京都府の法人で、天草町の田及び畑合わせて1,217㎡を売買により取得して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧福連木小学校から東へ約0.8km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。

土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して、売電収入を得たいため、19・20 番併せて太陽光発電パネル 288 枚を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（松下敏明君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 21 番・22 番・23 番についてまとめて事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 21・22・23 番についてまとめて説明します。転用者は京都府の法人で、21 番 22 番は河浦町の畑合わせて 808 m²、23 番は田 1,597 m²に地上権を設定して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧福連木小学校から東へ約 0.8km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して、売電収入を得たいため、21 番・22 番併せて太陽光発電パネル 240 枚、23 番については、太陽光発電パネル 360 枚を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13 番（井島安一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 53 号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計

画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君）議第 53 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 11 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 1 件、利用権の新規設定の計画が 74 件、再設定が 1 件、転貸が 0 件、合計 76 件で、筆数 136 筆、総面積が 157,781.08 m²となっております。なお、11 ページの所有権移転の計画につきましては、本町の個人が熊本県農業公社より五和町の畑 16,029 m²を売買により取得する計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 8 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 54 号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 50 ページをご覧ください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が 3 件、倉岳地域が 1 件、新和地域が 1 件、天草地域が 1 件、合計 6 件。筆数は全体で 14 筆、面積は 5,093 m²となっております。現地確認を実施し、資料③の 9 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番から 3 番の地図です。黄色で着色した旧本渡東小学校から南東へ約 1.2 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 4 番、5 番の地図です。黄色で着色した旧本渡東小学校から東へ約 0.1 km と約 0.3 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 6 番の地図です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約 0.7 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 7 番の地図です。黄色で着色した倉岳小学校から北へ約 4.5 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 8 番から 13 番の地図です。黄色で着色した宮地浦公民館から南西へ約 0.4 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 14 番の地図です。黄色で着色した大江天主堂から北へ約 1.2 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたしま

す。1番から3番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 4番・5番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 6番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の51ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件、田を畑として利用したいというものでした。第4条関係の許可不要転用届は2件、ため池及び農業用倉庫として利用したいというものでした。第5条関係の許可不要転用届は1件、携帯電話の鉄塔を建設するというものでした。以上です。

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和2年天草市農業委員会第10回総会を閉会致します。

16時00分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

本田 美

署名委員

玉田 秀敏

署名委員

山下 和弘